

基礎自治体のあり方について

「基礎自治体」について

第27次地方制度調査会答申（抄）（15.11.13）

- 市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、広域自治体としてその自立的発展のために戦略的な役割を果たすべく変容していくことが期待されている。
- 今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

（参考）地方自治法の規定

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第2条 （略）

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

基礎自治体の現状について

- 第27次地方制度調査会答申において、「今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある」とされた。

このようなあるべき基礎自治体の姿は、今後も、妥当するのではないか。

- 平成の合併を経て、市町村数は、3,232(平成11年3月31日現在)から1,772(平成22年2月1日現在見込み)となったが、市町村合併は十分進展したと考えられるか。

- 市町村合併の進捗状況には地域ごとに差異が見られることについてどう考えるか。

- 合併市町村においては、行財政基盤が強化され、基礎自治体としての役割を果たすための安定した体制を整備できる条件が整ったと考えられるか。

- 合併市町村についての周辺地域の寂れや行政と住民との距離拡大といった指摘についてどう考えるか。

- 急速な少子高齢化、厳しい財政状況などの環境変化の中で、今後、住民サービスの提供やまちづくりを将来にわたって担っていくための市町村の体制の確保についてどう考えるか。

基礎自治体のあり方についての検討

検討の視点

- ◎ 適切な住民サービスの提供の観点から、基礎自治体には、安定した行財政基盤が必要ではないか。
- ◎ 今後の市町村合併のあり方については、合併の進捗状況や合併市町村の状況など合併の検証の上に検討を進める必要があるのではないか。

検討課題

「大きな自治」の観点から

1. 基礎自治体の安定した行財政基盤の確保
 - (1) 今後の市町村合併のあり方
 - (2) 小規模市町村に対する方策のあり方
2. 広域連携のあり方

「小さな自治」の観点から

1. 地域自治組織のあり方
(地域自治区、合併特例区、地域審議会)
2. 地域コミュニティのあり方

論点

- 今後、どのように基礎自治体の安定した行財政基盤の確保を図るべきか。
- 合併新法期限(平成22年3月)後の市町村合併に対する基本姿勢・具体的方策はどうあるべきか。
- なお残る小規模市町村における、適切な住民サービスの提供の方策をどのように確保していくべきか。
- 現行の共同処理制度についてどのように評価し、対応していくべきか。
- 行財政基盤の確保に呼応して、住民自治の充実・強化が図られるよう、地域自治組織をどう考えていくべきか。
- 住民自治の基盤としてコミュニティ活動を推進するための取り組み方策をどう考えるべきか。

基礎自治体のあり方に係る議論

1. 基礎自治体のあり方全般について

- 基礎自治体は、総合行政主体として、地域における事務をできる限り担うべきではないか。
- どのような事務であっても、市町村に任せようとする事は、考え直す必要があるのではないか。
- 基礎自治体には、総合行政主体として、専門職員が十分に配置されている必要があるのではないか。
- 基礎自治体は多様。基礎自治体の果たすべき役割は、人口規模等に応じて、より柔軟に考えてもよいのではないか。

2. 市町村合併のあり方について

- 合併促進運動は、合併新法期限の平成22年3月末までで終わりにすべきではないか。但し、自主的な市町村合併に対応した、最低限の障害除去措置を定めた合併特例法は必要ではないか。
- 大都市部の市区町村については、人や物の流れに沿って、民間部門の生産性を伸ばすような行政サービスが一体的に供給される枠組みが望ましく、市町村合併や広域連携が模索されるべきではないか。
- 市町村合併により寂れた周辺地域や、消滅の可能性のある限界集落についてどのように考えるか。自治制度と振興施策の両面からの取り組みが必要ではないか。

3. 広域連携のあり方について

- 現在の広域連携の仕組みは十分なものか。より柔軟な仕組みを考えることはできないか。
- 市町村合併は限界に来ているのではないか。今後は、定住自立圏の試みも踏まえつつ、多様な広域連携の仕組みにより、周辺の市町村又は都道府県と連携することにより、市町村が総合行政主体として成り立っていくのではないか。

4. 小規模市町村に対する方策のあり方について

- 離島など、広域連携の恩恵を受けることができない地域をどうするのか。
- 自治制度は多様なものであるべきであり、小規模市町村にあわせた特別の条件整備ができないか。
- 小規模市町村では福祉・保健分野の事務負担が重荷となっているのではないか。
- 住民総会のあり方についても、小規模市町村のあり方の中で議論すべきではないか。

5. 「小さな自治」のあり方について

- 大きくなる都市の内部に分節化した自治の構造が必要であり、地域自治組織や地域コミュニティのあり方の検討が必要ではないか。

6. その他(これからの審議の進め方など)

- 市町村は多様であるが、今後の議論のために、一定のパターン化を行って議論をすべきではないか。
- 合併市町村については、合併パターン別（都市同士、都市と中山間、平地と中山間など）に分析を行うべきではないか。